## 川崎市告示第586号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和46年川崎市条例第10号)第41条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援セン ター
	川崎市中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区池上新町3丁目1番8号
	(名 称) 社会福祉法人川崎聖風福祉会
	(代表者名) 理事長 中澤 伸
指定期間	令和8(2026)年4月1日から
	令和13(2031)年3月31日まで